

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(20) 保護施設事務費負担金	本省	—	30,142	30,159	17	—
事案の概要	生活保護は居宅保護が原則であるが、これによっては保護の目的を達しがたい時には保護施設に入居させ、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、ドメスティックバイオレンス(DV)や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託という形で受け入れ支援を行っている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 保護施設における居宅移行について

保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、

- 「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。
- 保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。
- 訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。

## 反映の内容等

### 保護施設における居宅移行について

- 予算を拡充した「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」※や、「居宅生活訓練事業」、日常生活支援住居施設の活用をより一層促すとともに、令和2年度に実施している「保護施設入所者の地域生活移行等の促進を図るための調査研究事業」の調査研究結果も踏まえ、更なる居宅移行の促進について検討を行う。

※令和3年度において「居宅生活移行総合支援事業」に居宅不安定者への支援を追加したことから、事業名を変更

- 報酬体系のあり方について引き続き検討を進めるとともに、令和3年度において、居宅生活訓練事業における職員配置の拡充等を実施することとしており、本事業の活用により保護施設入所者の地域移行を一層推進していく。
- 居宅移行を促進するため、保護施設入所者に対する援助方針の策定等における福祉事務所の関与の重要性について、地方公共団体に対して、生活保護関係全国会議等を通じて周知を行う。